

令和6年度
ヤングケアラーに関する実態調査
報告書

令和7年1月

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局
孤独・孤立対策課

I 調査概要

1 背景及び目的

ヤングケアラーと言われる、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者については、家族の介護等により自分の時間を享受することが難しく、責任や負担の重さにより、学業、就職、友人関係など子ども自身の現在と将来に様々な影響が考えられることから、ヤングケアラー支援の強化のため、「子ども・若者育成支援推進法」が令和6年6月に改正された。

県としても、ヤングケアラー及びその世帯が地域で孤立し、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、市町村、事業者、民間支援団体等と連携し、施策を推進していくこととしている。

これまで県では、令和3年度に「鳥取県青少年育成意識調査」の一項目として、「自分がヤングケアラーに該当すると思うかどうか」という質問により自己認識について調査を行ったが、今回は市町村及び関係機関の協力のもと、ヤングケアラーの状態像や支援ニーズ等について調査を行い、今後の施策検討の基礎資料とすることを目的としている。

※参考【令和3年度鳥取県青少年育成意識調査におけるヤングケアラー実態調査結果】

「鳥取県青少年育成意識調査」の一項目として、「自分がヤングケアラーに該当すると思うかどうか」という質問項目を設け、小学5年、中学2年、高校2年の児童生徒及び青年(19歳から29歳まで)の中から、無作為に抽出した計2,994人を対象にヤングケアラーの実態調査を実施。(有効回答数1,594人)

年代別 小5 1.8%、中2 2.0%、高2 3.2%、青年 5.1%

2 調査対象

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど、守られるべき子ども自身の権利を守られていない状況にある（又はそのおそれのある）18歳までの子ども。

※ 社会的認知がまだ進んでおらず、また、自認しにくい事柄のため、自らの訴えは問わないものとし、外形等から判断可能なケースを対象とした。

※ 令和6年6月12日に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーの定義を「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされたが、今回は県が従前使っていた表現により調査を実施した。

3 調査項目

ヤングケアラーの状態にある方に関する以下の項目

- ①家族構成、②経済状況、③支援状況、④ケアを行っている家族の状況、⑤ケアを担っている子どもとの続柄、⑥ケアを必要とする家族が受けている公的支援、⑦ケアを担っている子どもの性別、⑧年齢、⑨担っているケア、⑩相談相手、⑪支援ニーズ

4 調査時期

概ね令和6年7月から同年9月までの期間で調査及びとりまとめを実施。

年齢等調査基準日は、原則、令和6年7月1日とする。ただし、市町村が独自調査を行っている場合等は、基準日が異なる場合がある。

5 調査方法

(1) 配布方法

県孤独・孤立対策課から、各市町村担当課に調査票を送付。

各市町村担当課には、以下の調査方法を標準的なものとして実施を依頼。さらに、より詳細な実態把握となるよう、各市町村担当課が、可能な範囲で関係課に該当者の有無や状況を確認し、対象者ごとに調査票を記入することを依頼。

なお、既に別途調査などにより把握している場合は、その結果を活用し、集計表に記載することも可能とする。

市町村関係部署（こども・教育、福祉、介護、住民からの人権、健康、くらし、行政・法律等に関する相談を受ける担当課等）での相談事案等を基にした実人数

※民生児童委員協議会、介護支援専門員、地域包括支援センター、(障がい)相談支援事業所、介護施設、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、その他支援団体等への調査、情報提供から得られた情報も参考とする。

(2) 回答方法

- ① 市町村担当課が市町村関係部署及び民生児童委員協議会等の関係団体から調査票を回収。
- ② 市町村担当課において、複数の団体からの報告を取りまとめる際には、該当者の重複がないよう調整。
- ③ 市町村担当課が県孤独・孤立対策課へ回答。

II 調査結果

1 該当者の人数

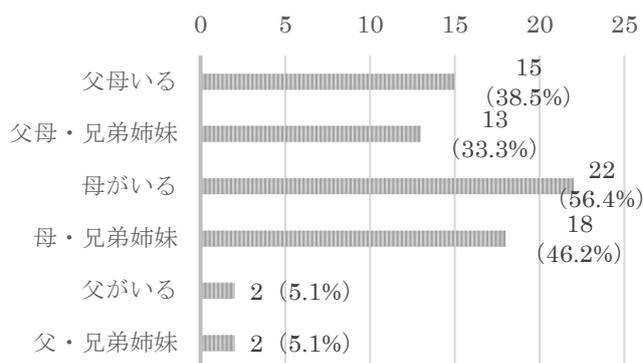
○本調査により把握できた該当者の総数は39人であった。

2 家族構成（回答計39人）

○ヤングケアラーがいる世帯の半数近くが、兄弟姉妹がいる母子世帯である。

父母がいる	15世帯	38.5%
うち兄弟姉妹もいる	13世帯	33.3%
母がいる	22世帯	56.4%
うち兄弟姉妹もいる	18世帯	46.2%
父がいる	2世帯	5.1%
うち兄弟姉妹もいる	2世帯	5.1%

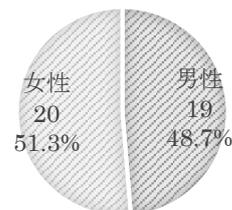
※無回答を除く（以降の設問についても同じ）。



3 ケアを担っているこどもの性別（計39人）

○ヤングケアラーの者に男女差はほとんど見られない。

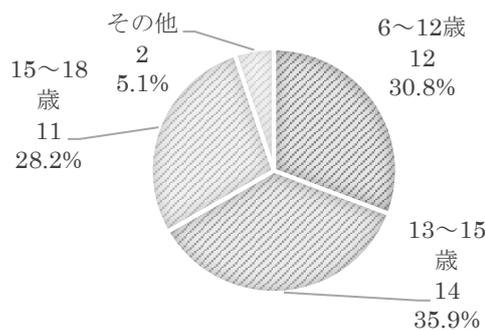
男性	19人	48.7%
女性	20人	51.3%



4 ケアを担っているこどもの年齢（計39人）

○義務教育終了年齢までのヤングケアラーが7割近くを占める。

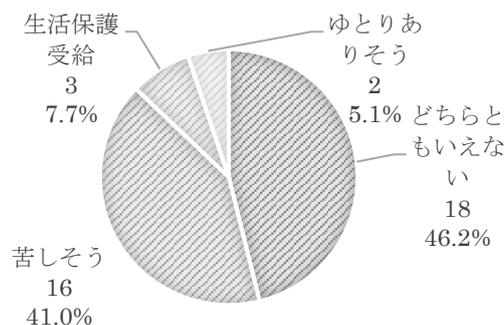
6～12歳	12人	30.8%
13～15歳	14人	35.9%
15～18歳	11人	28.2%
その他	2人	5.1%



5 経済状況（計39世帯）

○経済的に生活が苦しいと思われる世帯が半数近くを占める。

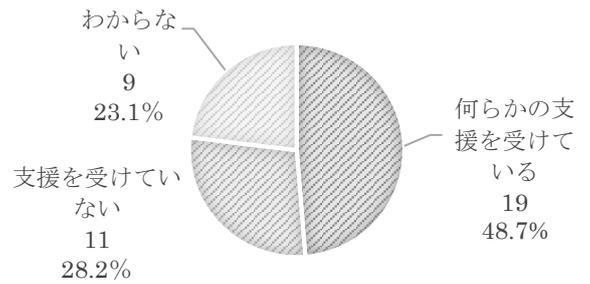
どちらともいえない	18世帯	46.2%
苦しそう	16世帯	41.0%
生活保護受給	3世帯	7.7%
ゆとりがありそう	2世帯	5.1%



6 現在の支援状況（計 39 世帯）

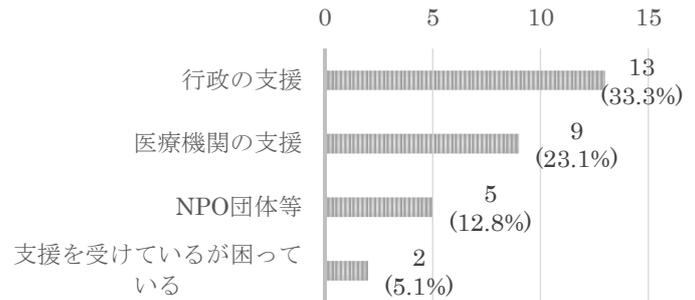
○何らかの支援を受けている世帯が半数近くを占める。

何らかの支援を受けている	19 世帯	48.7%
支援を受けていない	11 世帯	28.2%
わからない	9 世帯	23.1%



○支援の内訳は、行政機関と医療機関からの支援は 2 割から 3 割程度である。

行政機関の支援	13 世帯	33.3%
医療機関の支援	9 世帯	23.1%
NPO 団体等の支援	5 世帯	12.8%
支援を受けているが解決できず困っている	2 世帯	5.1%

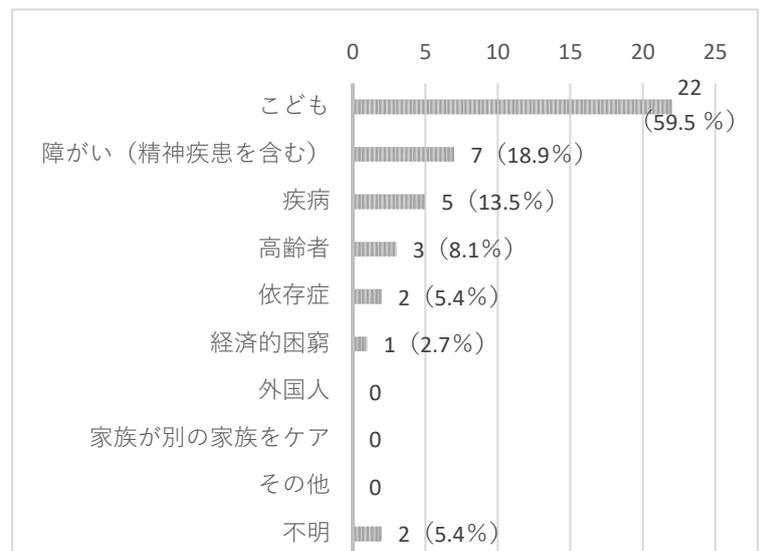


※複数回答あり

7 ケアを行っている家族の状況（計 37 世帯）

○ケア対象の家族はこどもが 6 割弱を占める。

こども	22 世帯	59.5%
障がい（精神疾患を含む）者	7 世帯	18.9%
疾病を有する者	5 世帯	13.5%
高齢者	3 世帯	8.1%
依存症の者	2 世帯	5.4%
経済的困窮者	1 世帯	2.7%
外国の者	0 世帯	0%
家族が別の家族をケアしている者	0 世帯	0%
その他	0 世帯	0%
不明	2 世帯	5.4%

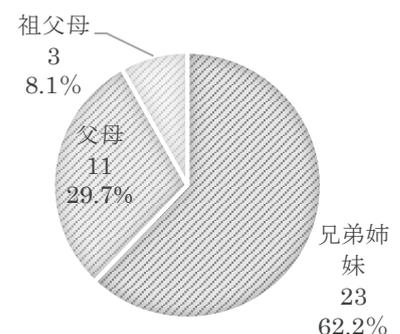


※複数回答あり

8 ケアを担っている子どもとの続柄（計 37 世帯）

○ヤングケアラーの 6 割が、兄弟姉妹の世話をしている。

兄弟姉妹	23 世帯	62.2%
父母	11 世帯	29.7%
祖父母	3 世帯	8.1%
その他	0 世帯	0%

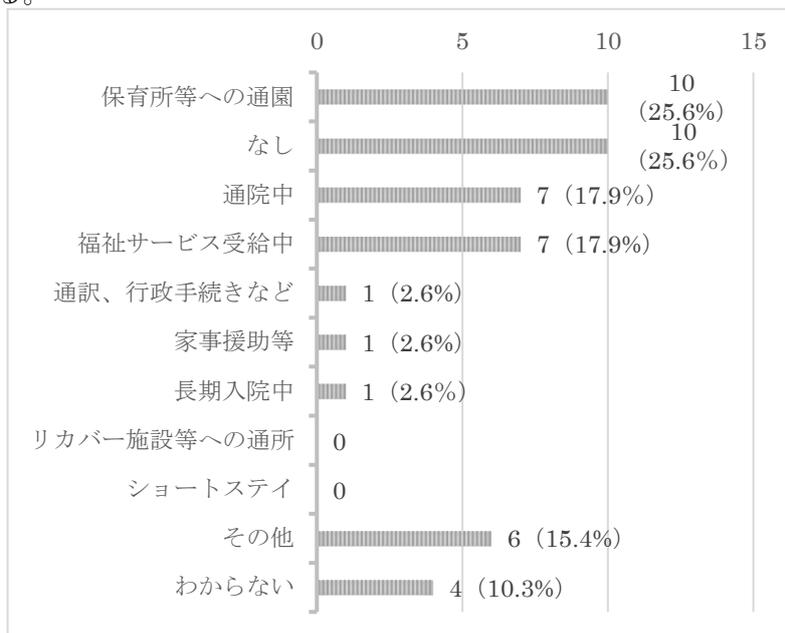


9 現在受けている公的支援（計 39 人）

○公的支援を受けていない世帯が約 4 分の 1 を占める。

保育所等への通園	10 人	25.6%
受けていない	10 人	25.6%
通院中	7 人	17.9%
福祉サービス受給中	7 人	17.9%
通訳、行政手続きなど	1 人	2.6%
家事援助等	1 人	2.6%
長期入院中	1 人	2.6%
リカバー施設等への通所	0 人	0%
ショートステイ	0 人	0%
その他	6 人	15.4%
わからない	4 人	10.3%

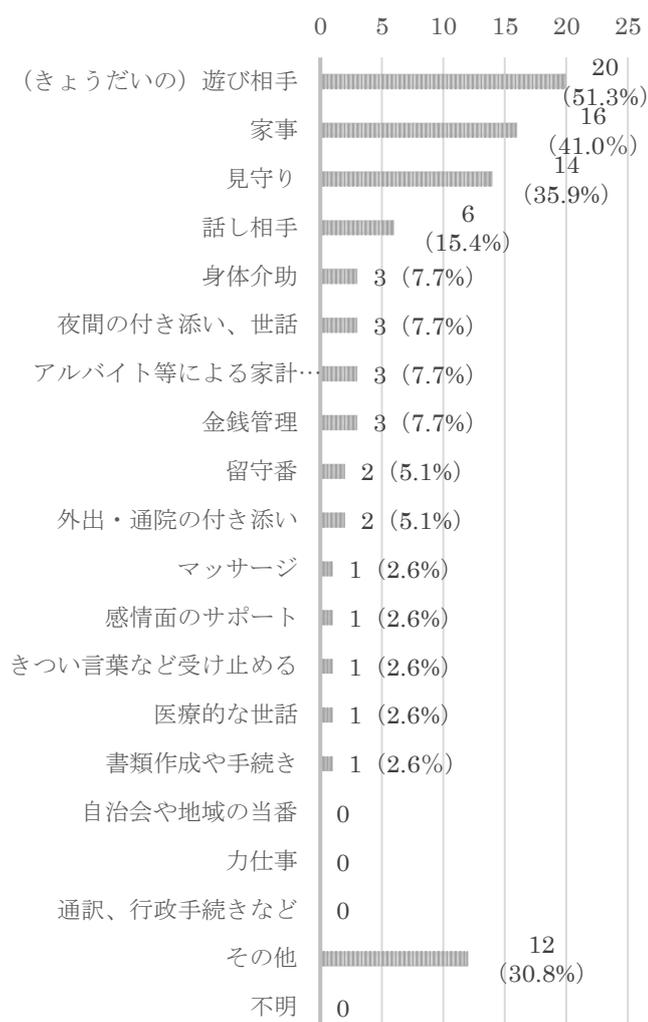
※複数回答あり



10 現在担っているケア（計 39 人）

○ヤングケアラーの半数以上が、きょうだいの遊び相手を担っている。 ※複数回答あり

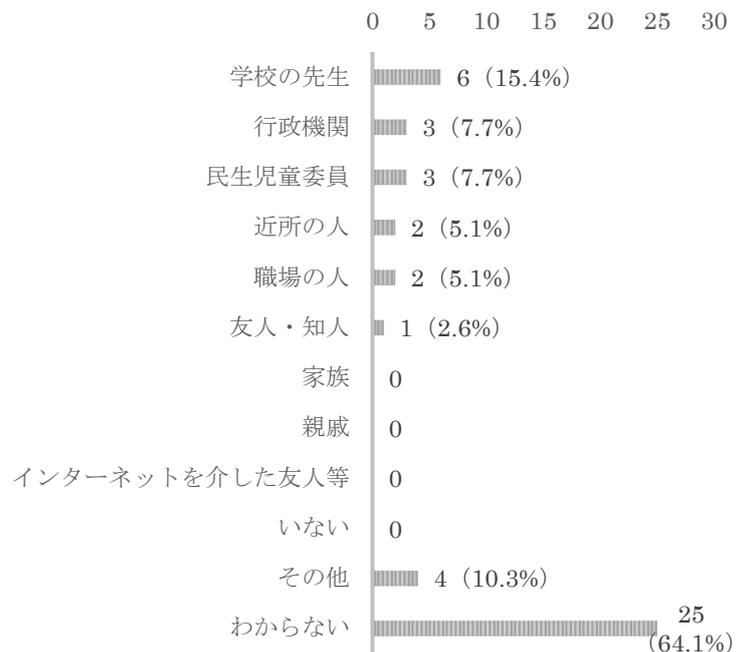
(きょうだいの) 遊び相手	20 人	51.3%
家事	16 人	41.0%
見守り	14 人	35.9%
話し相手	6 人	15.4%
身体介助	3 人	7.7%
夜間の付き添い、世話	3 人	7.7%
アルバイト等による家計のサポート	3 人	7.7%
金銭管理	3 人	7.7%
留守番	2 人	5.1%
外出・通院の付き添い	2 人	5.1%
マッサージ	1 人	2.6%
感情面のサポート	1 人	2.6%
きつい言葉などを受け止める	1 人	2.6%
医療的な世話	1 人	2.6%
書類作成や手続き	1 人	2.6%
自治会や地域の当番	0 人	0%
力仕事	0 人	0%
通訳、行政手続きなど	0 人	0%
その他	12 人	30.8%
不明	0 人	0%



11 相談相手（計 39 人）

○学校の先生、行政機関、民生児童委員の順に相談相手が多い。

学校の先生	6 人	15.4%
行政機関	3 人	7.7%
民生児童委員	3 人	7.7%
近所の人	2 人	5.1%
職場の人	2 人	5.1%
友人・知人	1 人	2.6%
家族	0 人	0%
親戚	0 人	0%
インターネットを介した友人等	0 人	0%
いない	0 人	0%
その他	4 人	10.3%
わからない	25 人	64.1%

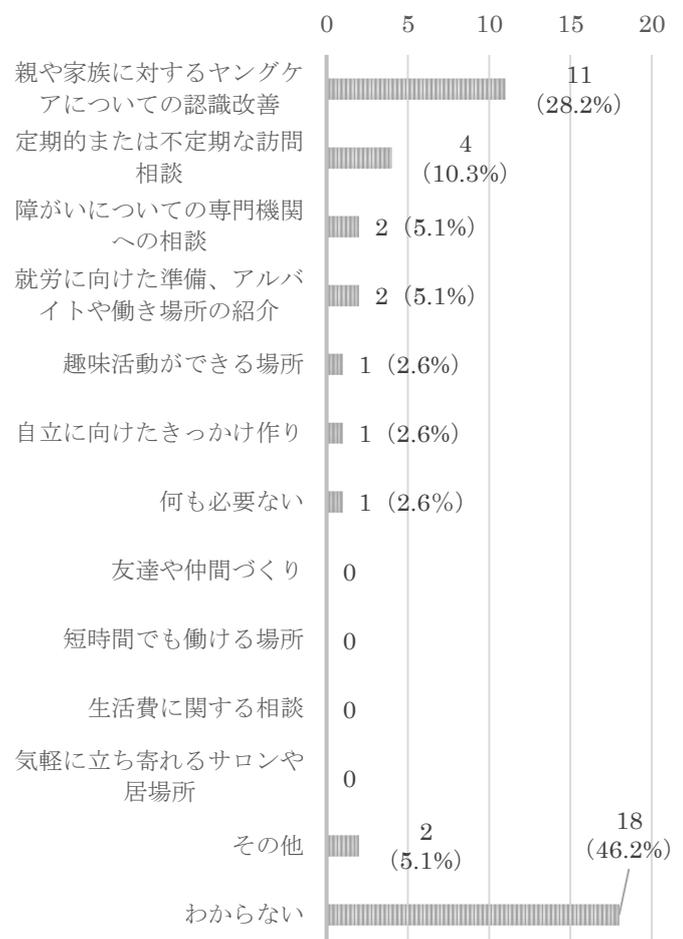


※複数回答あり

12 支援ニーズ（計 39 人）

○ヤングケアラーの約 3 割が、親や家族にヤングケアについて認識を改善してほしいと考えている。

親や家族に対するヤングケアについての認識改善	11 人	28.2%
定期的または不定期な訪問相談	4 人	10.3%
障がいについての専門機関への相談	2 人	5.1%
就労に向けた準備、アルバイトや働き場所の紹介	2 人	5.1%
趣味活動ができる場所	1 人	2.6%
自立に向けたきっかけ作り	1 人	2.6%
何も必要ない	1 人	2.6%
友達や仲間づくり	0 人	0%
短時間でも働ける場所	0 人	0%
生活費に関する相談	0 人	0%
気軽に立ち寄れるサロンや居場所	0 人	0%
その他	2 人	5.1%
わからない	18 人	46.2%



※複数回答あり

13 参考 (クロス集計の結果)

(1) 家族構成の詳細分析

○経済状況

「生活保護受給」または「苦しそう」に該当する世帯のうちひとり親家庭（※）は 84.2%

（※）構成が「母がいる」及び「父がいる」の世帯

構成	生活保護受給	苦しそう	どちらとも いえない	ゆとりありそう
父母がいる 全数 15	1	2	10	2
うち兄弟姉妹もいる 全数 13	1	2	8	2
母がいる 全数 22	2	12	8	0
うち兄弟姉妹もいる 全数 18	0	11	7	0
父がいる 全数 2	0	2	0	0
うち兄弟姉妹もいる 全数 2	0	2	0	0

○支援状況

「何等かの支援を受けている」に該当する世帯のうちひとり親家庭は 63.2%

構成	何等かの支援を 受けている	支援を受けていない	わからない
父母がいる 全数 15	7	4	4
うち兄弟姉妹もいる 全数 13	7	4	4
母がいる 全数 22	12	6	4
うち兄弟姉妹もいる 全数 18	12	6	4
父がいる 全数 2	0	1	1
うち兄弟姉妹もいる 全数 2	0	1	1

○ケアを行っている家族の状況と続柄 (表中 () は他の状況も選択している人数)

状況	祖父母	父母	兄弟姉妹
高齢者 全数 3	3	0	0
障がい (精神疾患を含む) 全数 7	0	5 (3)	2 (1)
依存症 全数 2	0	2	0
疾病 全数 5	0	4 (2)	1 (1)
こども 全数 22	0		22 (1)
経済的困窮 全数 1	0	1 (1)	0
不明 全数 2	0	1	0

(2) ケア行っている家族がこどもの場合（22人）の分析

○世帯状況

構成	生活保護 受給	苦しそう	どちらとも いえない	ゆとりあ りそう
父母がいる	0	2	5	2
うち祖母もいる	0	0	0	1
母がいる	0	7	6	0
うち祖母もいる	0	0	1	0

○支援状況

構成	該当数	割合
何等か支援を受けている	10	45. 5%
支援を受けていない	5	22. 7%
わからない	7	31. 8%

○ケアの内容 ※複数回答あり

内容	該当数	割合
遊び相手	20	90. 9%
見守り	8	36. 4%
家事	5	22. 7%
話し相手	2	9. 0%
夜間の付き添い、世話	2	9. 0%
留守番	2	9. 0%
医療的な世話	1	4. 5%

○相談相手 ※複数回答あり

内容	該当数	割合
わからない	14	63. 6%
学校の先生	5	22. 7%
友人・知人	1	4. 5%
民生児童委員	1	4. 5%
その他	2	9. 0%

○支援ニーズ ※複数回答あり

内容	該当数	割合
親や家族に対するヤングケアについての認識改善	9	40. 9%
わからない	9	40. 9%
趣味活動ができる場所	1	4. 5%
何も必要ない	1	4. 5%
その他	2	9. 0%

Ⅲ 調査結果の評価及び今後の対応方針

1 結果の評価

今回の調査を実施した結果、以下のとおり、ヤングケアラー状態にある方の状況や課題等が明らかになった。

- 世帯構成としては、半数近くが兄弟姉妹のいる母子家庭であった。
- こども同士のケアを行っているケースが6割であり、きょうだいの遊び相手、家事、見守りの家庭内援助を行っているケースが多数。
- 既に何らかの支援を受けている世帯が半数近くあり、また、ケアの対象者に対しても、公的な福祉サービスを利用しているケースが多い。
- 支援ニーズとして「保護者の認識改善」が多く、こどもがケアをしていることについて、保護者に課題意識がない場合などにおいて、こどものみならず世帯全体への支援や相談対応を行うことによる働きかけを行っていく必要がある。
- 定期的な相談や訪問が必要と思われるケースもあることから、まず関係者などの周囲が気付き、相談・訪問につなげていくことが必要。

2 今後の取組方針

今回調査の結果等を基に、ヤングケアラー支援が充実したものとなるよう、今後も関係機関とさらなる協力・連携を重ね、ヤングケアラーの状況にある方を早期把握・早期支援できる体制を整備する。

- ① ヤングケアラーに関する普及啓発の強化、支援関係機関従事者等への研修の拡充
- ② ヤングケアラー支援会議等を通じた市町村における実態調査・支援事例の横展開
- ③ ヤングケアラー支援相談窓口の更なる周知

孤独・孤立に係る実態調査(ヤングケアラー)実施要領

鳥取県孤独・孤立対策課

1 調査目的

県では、ヤングケアラー及びその世帯が地域で孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、市町村、事業者、民間支援団体等と連携し、施策を推進していくこととしています。今後の施策検討の基礎とするため、2 に定義する「ヤングケアラー」のいる世帯の状況について実態把握をお願いするものです。

2 本調査における「ヤングケアラー」の定義(調査対象)

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど、守られるべき子ども自身の権利を守られていない状況にある(またはそのおそれのある)18歳までの子ども

※社会的認知がまだ進んでおらず、また自認しにくい事柄のため、自らの訴えは問わないものとし、外形等から判断可能なケースを対象としてください。

3 市町村における調査方法

以下の調査方法を標準的なものとしていますが、担当課から可能な範囲で関係課に該当者の有無や状況を確認いただき、対象者ごとに調査票に記載をお願いします。また、既に別途調査などにより把握できている場合は、その結果を活用し、集計表に記載することとしても結構です。

市町村関係部署(子ども・教育、福祉、介護、住民からの人権、健康、くらし、行政・法律等に関する相談を受ける担当課等)での相談事案等を基にした実人数

※民生児童委員協議会、介護支援専門員、地域包括支援センター、(障がい)相談支援事業所、介護施設、社会福祉協議会、障害福祉サービス事業所、当事者団体、その他支援団体等への調査、情報提供から得られた情報も参考とする。

※調査の際は、別添「調査票記入要領」「調査票」を加工して活用ください。

なお、「鳥取県市町村孤独・孤立にかかる実態調査事業補助金」により県から必要経費を補助します。

4 調査期間(年齢等調査基準日:令和6年7月1日として、異なる場合は集計表に記載)

令和6年7月～令和6年9月

5 調査回答方法

市町村で把握したヤングケアラーについて、別添「集計表」により令和6年9月30日までに、県の担当あてに提出してください。

なお、複数の団体等からの報告を取りまとめる際には、該当者の重複がないよう調整をお願いします。

6 調査結果の取扱い

結果を集計し、孤独・孤立に係る実態調査の調査項目の一つとして県全体の数値を公表する予定。

7 調査項目

(1)世帯について

- ①該当者の現在の家族構成
- ②世帯の経済状況・暮らしぶり
- ③現在の支援の状況

(2)ケアが必要な家族について

- ①ケアを行っている家族の状況
- ②ケアを担っているこどもとの続柄
- ③現在受けている公的支援

(3)ケアを担っているこどもについて

- ①該当者の性別
- ②該当者の年齢
- ③現在担っているケア
- ④相談相手
- ⑤支援ニーズ

調査票記入要領

(民生委員、関係団体用)

1 調査目的

県では、ヤングケアラー及びその世帯が地域で孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、市町村、事業者、民間支援団体等と連携し、施策を推進していくこととしています。今後の施策検討の基礎とするため、2 に定義する「ヤングケアラー」のいる世帯の状況について実態把握をお願いするものです。

なお、今回の調査においては、学校現場からのアプローチは、本人の自認が難しい年代を対象とする可能性もあることなどの課題もあることから、福祉部局からのアプローチを主として行っていただくこととしています。

2 調査対象(本調査における「ヤングケアラー」の定義)

本来大人が担うと想定されている 家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど、守られるべきことも自身の権利を守られていない状況にある(またはそのおそれのある)18 歳までの子ども

※社会的認知がまだ進んでおらず、また自認しにくい事柄のため、自らの訴えは問わないものとし、外形等から判断可能なケースを対象としてください。

3 調査方法

回答者が現在把握している状況を別添「調査票」に記入してください。

なお、本調査に回答するための直接の個別訪問や聞き取りまでは不要です。

4 調査項目

(1)世帯について

- ①該当者の現在の家族構成
- ②世帯の経済状況・暮らしぶり
- ③現在の支援の状況

(2)ケアが必要な家族について

- ①ケアを行っている家族の状況
- ②ケアを担っている子どもとの続柄
- ③現在受けている公的支援

(3)ケアを担っていることについても

- ①該当者の性別
- ②該当者の年齢
- ③現在担っているケア
- ④相談相手
- ⑤支援ニーズ

5 記入上の注意点

「その他」に対象者の個人情報を記載しないようご注意ください。

6 調査基準

令和6年〇月〇日現在での回答をお願いします。

7 調査結果の取扱い

- (1)調査結果は、市町村担当課で集計の上、県孤独・孤立対策課へ報告します。
- (2)県孤独・孤立対策課で市町村ごとの結果を集計し、公表する予定です。
なお、公表する場合も、回答者個人の回答が公表されることはありません。

8 提出方法

市町村関係部署、関係団体ごとに各市町村担当課の定める期日までに、調査票を担当課まで提出してください。

9 問合せ先

(1)提出方法に関する問合せ先

〇〇〇市町村〇〇〇課（担当）〇〇
電話 085〇-〇〇-〇〇〇〇
ファクシミリ 085〇-〇〇-〇〇〇〇
電子メール〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(2)調査内容に関する問合せ先

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課 森安
電話 0857-26-7688
ファクシミリ 0857-26-8116
電子メール kodoku-koritsu@pref.tottori.lg.jp

問3 問1で「ア いる」と回答した方は、該当する項目に○をしてください。

【記入上の注意点】

- ・ヤングケアラーに該当する方1人につき1枚、記入してください。
- ・1世帯に2人いる場合は、1人につき1枚、記入してください。
- ・聞き取り不能等により状況が不明な項目については「不明」としてください。

質問項目	該当者
1 世帯について	
(1) 該当者の現在の家族構成	父親 母親 祖父 祖母 兄弟姉妹 その他()
(2) 世帯の経済状況・暮らしぶり	生活保護を受給している どちらかと言えば苦しそう どちらとも言えない どちらかと言えばゆとりがありそう
(3) 現在の支援の状況 ※複数回答可	医療機関による医療の支援を受けている 行政機関の支援を受けている 分野や機関() NPO団体等の支援を受けている 支援は受けているが解決できずに困っている 何の支援も受けていない わからない その他()
2 ケアが必要な家族について	
(1) ケアを行っている家族の状況(ケアが必要な状態)	高齢者 障がい(精神疾患を含む) 依存症 疾病 こども 外国人 経済的困窮 家族が別の家族をケアしている 不明 その他()
(2) ケアを担っているこどもとの続柄	祖父母 父母 兄弟姉妹 その他()
(3) 現在受けている公的支援 ※複数回答可	通院中 福祉サービスを受給中 リカバース施設等への通所 就職できなかった 保育所等への通園 通訳、行政手続きなど 家事援助等を受けている 長期入院中 ショートステイ わからない なし その他()

3 ケアを担っていることについて	
(1)該当者の性別	男性 女性 不明
(2)年齢	6～12歳 13～15歳 15～18歳 その他() 不明

質問項目	該当者
(3)現在担っているケア ※複数回答可	家事 話し相手 見守り 外出・通院の付き添い 身体介助 感情面のサポート きつい言葉などを受け止める 夜間の付き添い、世話 アルバイト等による家計のサポート 自治会や地域の当番 マッサージ 留守番 力仕事 (きょうだいの)遊び相手 通訳、行政手続きなど 医療的な世話 金銭管理 書類作成や手続き 不明 その他()
(4)相談相手 ※複数回答可	家族 友人・知人 インターネットを介した友人等 親戚 近所の人 職場の人 行政機関 民生児童委員 学校の先生 いない わからない その他()
(5)支援ニーズ ※複数回答可	友達や仲間づくり 趣味活動が出来る場所 障がいについての専門機関への相談 定期的(または不定期)な訪問相談の機会 就労に向けた準備、アルバイトや働き場所の紹介 短時間でも働ける場所 生活費に関する相談 気軽に立ち寄れるサロンや居場所(オンライン、SNS 含む) 自立に向けたきっかけ作り 親や家族に対するヤングケアについての認識改善 何も必要ない わからない その他()